

井手町公共工事における最低制限価格制度の改正について

公共工事における品質の確保や下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化を防止し、建設業をはじめとする関係団体の健全な発展を目的として、最低制限価格制度を改正します。

【現行（旧）】

	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に区分す るもの	一般管理費等に 区分するもの
費目数式	直接工事費 × 0.97	共通仮設費 × 0.90	現場管理費 × 0.90 × α (※)	一般管理費等 × <u>0.55</u>

※ 現場条件等を考慮し補正係数 α を乗じて算出。

この合計に消費税を加える。

【改正後】最低制限価格（参考値）

	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に区分す るもの	一般管理費等に 区分するもの
費目数式	直接工事費 × 0.97	共通仮設費 × 0.90	現場管理費 × 0.90 × α (※)	一般管理費等 × <u>0.68</u>

※ 現場条件等を考慮し補正係数 α を乗じて算出。

この合計に消費税を加える。

なお、設定範囲は予定価格の 75% から 92% までの範囲とする。

なお、建築工事等（建築、建築機械設備、建築電気設備工事）は、各設計費目に下段数式にて算出したものを、上段各費目に代入します。

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
費目数式	直接工事費 × 0.9	共通仮設費 × 1.0	現場管理費 × 1.0 + 直接工事費 × 0.1	一般管理費等 × 1.0

算定された値を参考に最低制限価格を設定します。

適用

令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。